

静岡市清水庵原球場条例の一部改正について

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水庵原球場条例の一部を改正する条例

静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第16条」を「第14条第1項」に改める。

第8条を次のように改める。

（利用料金）

第8条 第6条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第14条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「第12条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条に次の4項を加え、同条を第14条とし、第17条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者に球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中「第8条関係」を「第14条関係」に改め、同表1施設使用料の表中「1 施設使用料」を「1 施設の利用料金の限度額」に改め、同表備考3中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額を」を「金額を」に改め、同備考4中「使用料の額は」を「利用料金

の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考5中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考6中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額の」を「金額の」に改め、同備考7中「使用料の額は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料の額に」を「金額に」に改め、同備考10中「使用料の」を「利用料金の限度」に改め、同備考11中「施設使用料」を「施設の利用料金」に改め、別表2 附帯施設使用料の表中「附帯施設使用料」を「附帯施設の利用料金の限度額」に、

「

区分	単位	使用料	を
----	----	-----	---

」

「

区分	単位	金額	に
----	----	----	---

」

改め、同表備考2中「本部設備使用料」を「本部設備の利用料金」に改め、同備考3中「施設使用料」を「施設の利用料金の限度額」に、「使用され」を「利用され」に、「使用できる」を「利用することができる」に改め、同備考4中「使用料」を「利用料金の限度額」に、「使用する」を「利用する」に改め、同備考5中「使用」を「利用」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市清水庵原球場条例第14条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。